

ID: 16

担当部署: 都市建設課

処分の概要	権利譲渡の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第34条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第34条第1項の規定による。 (権利の譲渡) 第34条 第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。 2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。 河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料) 11 第34条第1項(権利の譲渡の承認) (1) 審査基準 第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができる。 ア 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 イ 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。			
標準処理期間	6日(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日